

## 議第51号

檀原市コンベンションルーム条例の制定について

檀原市コンベンションルーム条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市コンベンションルーム条例

(設置)

第1条 市民相互の交流を促すとともに、企業等に会議、展示、研修等を開催することができる場を提供することにより、市民活動の促進及び地域経済の活性化に寄与するため、檀原市コンベンションルーム（以下「コンベンションルーム」という。）を檀原市内膳町1丁目1番60号に設置する。

(休館日等)

第2条 コンベンションルームの休館日及び開館時間は、規則で定める。

(使用の許可等)

第3条 コンベンションルームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 市長は、コンベンションルームの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者が、使用を中止しようするときは、あらかじめ市長に届出を行わなければならない。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(4) コンベンションルームの管理運営上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、若しくは使用を一時停止することを命じ、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他のやむを得ない理由により使用できなくなったとき。
- (4) 使用者が使用の中止を届け出たとき。
- (5) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(遵守事項及び指示)

第6条 市長は、コンベンションルームに入館する者が遵守すべき事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、その者に対し、必要な指示をすることができる。

(入館の制限)

第7条 市長は、コンベンションルームに入館する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬その他の市長が特に必要と認める動物類を除く。）を携帯する者
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認める者

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可（許可を受けた事項の変更の許可を含む。）を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外にコンベンションルームを使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設の模様替え等)

第11条 使用者は、コンベンションルームの使用に際し、施設等の模様替えを行い、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、コンベンションルームの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき又は使用の許可を取り消されたときは、使用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しなかったときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、コンベンションルームの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用の許可その他のコンベンションルームの運営に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(自主事業)

第15条 指定管理者は、コンベンションルームの設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年檀原市条例第14号)の定めるところに従い、適正にコンベンションルームの管理を行わなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第17条 第13条の規定により、コンベンションルームの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条から第5条まで、第7条、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し必要な手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

時間区分		午前	午後	夜間	時間外使用
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	1時間当たり
会議室	全面使用	6,600円	8,800円	7,700円	2,200円
	分割使用	4,200円	5,600円	4,900円	1,400円
控え室1		1日当たり 600円			
控え室2		1日当たり 600円			
パントリー		1日当たり 1,000円			
クローク		1日当たり 300円			

備考

- 1 時間外使用とは、午前、午後又は夜間の時間区分に含まれない時間帯において使用することをいう。
- 2 全面使用とは、会議室を分割せず使用することをいい、分割使用とは、会議室を南北に分割し、その一方のみを使用することをいう。
- 3 会議室を午前、午後又は夜間の時間区分に含まれる時間帯に使用する場合の使用

料は、使用に係る時間の長さにかかわらず、当該時間区分についてこの表に定める使用料とする。

- 4 次の各号に掲げる場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。
  - (1) 入場料、会費、協力金その他のこれらに類する金員を徴収する場合
  - (2) 商品等の宣伝、展示販売等営利を目的として使用する場合
  - (3) 商品の売上等に関する顕彰を目的として使用する場合
  - (4) 前2号に類するものとして規則で定める場合
- 5 時間外使用に係る使用料（以下「時間外使用料」という。）は、その時間が1時間に満たないとき、又はその時間に1時間に満たない端数があるときは、その時間又は端数を、1時間として計算する。
- 6 会議室を午前及び午後の時間区分にわたって使用する使用者が、午後0時から午後1時までの間において使用するときは、その時間外使用料は無料とする。午後及び夜間の時間区分にわたって使用する使用者が、午後5時から午後6時までの間において使用するときもまた同様とする。
- 7 会議室を連続する複数の日にわたって使用する使用者が、午後9時30分から翌日の午前9時までの間において、専ら機材等の保管のために使用するときは、その時間帯に係る時間外使用料は無料とする。
- 8 控え室、パントリー又はクロークに係る使用料は、その使用期間が1日に満たないとき、又は使用期間に1日に満たない時間があるときは、その使用期間又は時間を1日として計算する。
- 9 附属設備等の使用料は、市長が規則で定める。

理由 新分庁舎内に榎原市コンベンションルームを設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するもの



議第52号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

檀原市観光基本計画策定審議会	観光基本計画の内容等についての審議に関する事務	8人以内
----------------	-------------------------	------

」

を

「

檀原市観光基本計画審議会	檀原市観光基本計画の進捗管理、事業評価及び見直しについての審議に関する事務	8人以内
--------------	---------------------------------------	------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「檀原市観光基本計画策定審議会」を「檀原市観光基本計画審議会」に改める。

理由 執行機関の附属機関として、新たに橿原市観光基本計画審議会を設置するため、所要の改正を行うもの

## 議第53号

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について  
檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年檀原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であつて、」を、「第140条の68第1項」の次に「第1号」を、「修了した者」の次に「（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

理由 介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の更新制が導入されたため、所要の改正を行うもの

議第54号

檀原市営住宅条例の一部改正について

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例

檀原市営住宅条例（平成9年檀原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 公営住宅法の一部改正並びにこれを受けた公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの



議第55号

檀原運動公園硬式野球場整備基金条例の制定について  
檀原運動公園硬式野球場整備基金条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原運動公園硬式野球場整備基金条例

(設置)

第1条 檀原運動公園硬式野球場の利用環境の向上に寄与することを趣旨とし、大和ガス株式会社から寄附された指定寄附金を適正に管理するため、檀原運動公園硬式野球場整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金及び檀原市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(1) 檀原運動公園硬式野球場の利用環境の向上を目的とする施設及び設備の整備事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2) その他当該野球場における硬式野球振興のため必要な事業に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 大和ガス株式会社から寄附された指定寄附金を基金として管理するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するもの